

議第32号

令和4年度高島市介護老人保健施設事業会計予算案

(総則)

第1条 令和4年度高島市介護老人保健施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間利用者数

入所

34,675人

通所

3,146人

(2) 一日平均利用者数

入所

95.0人

通所

13.0人

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 介護老人保健施設事業収益			528,500千円
第1項 施設運営事業収益			510,761千円
第2項 施設運営事業外収益			17,739千円
	支	出	
第1款 介護老人保健施設事業費用			528,500千円
第1項 施設運営事業費用			523,614千円
第2項 施設運営事業外費用			4,785千円
第3項 特別損失			101千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,061千円は、過年度分損益勘定留保資金26,061千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			25,062千円
第1項 出資金			25,062千円
	支	出	
第1款 資本的支出			51,123千円
第1項 建設改良費			1,000千円
第2項 企業債償還金			50,123千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 336,014千円
- (2) 交際費 50千円

令和4年2月24日

高島市長 福井正明